

「企業間コミュニティ運営事業」企画・運営業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 案件名称

「企業間コミュニティ運営事業」企画・運営業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

地域産業を活性化させるため、神戸市のイノベーション創出プログラム等に参加した企業に代表される、チャレンジ精神旺盛な企業同士が業種の枠を超えて交流・関係構築、ひいては協業にいたるための機会創出を目的とし、経営者同士の共創の場、従業員の学びの場など、異業種交流が活発になる場（イベント、勉強会、研修、セミナー等）の提供を行う。また、参加企業間の自発的な活動を発生させるべく、提供コンテンツの調整、企業の相互理解が深まる交流の取り組み、企業ニーズの収集等を行う。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 契約金額の上限

金3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。）なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

原則、業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本社または本店所在地が神戸市内にあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
- (5) 神戸市指名停止基準(平成 6 年 6 月 15 日市長決定)に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと
- (8) 業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること
- (9) 業務運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (10) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は、代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

5. スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 6 年 3 月 8 日 |
| (2) 参加申請関係書類・質問票提出期限 | 令和 6 年 3 月 29 日 17 : 00 まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 6 年 4 月 5 日（予定） |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限 | 令和 6 年 4 月 22 日 17 : 00 まで |
| (5) 選考審査会 | 令和 6 年 4 月 25 日（予定） |
| ※詳細は参加申請者に別途通知 | |
| (6) 委託事業者決定通知 | 令和 6 年 4 月 26 日（予定） |
| (7) 契約締結・業務開始 | 令和 6 年 5 月 1 日（予定） |

6. 応募手続きに関する事項

- (1) 参加申請関係書類の提出
 - ① 受付期間 令和 6 年 3 月 8 日から令和 6 年 3 月 29 日 17 : 00 まで
 - ② 提出場所 本要領 10 に定める担当部署
 - ③ 提出方法 持参又は郵送とする。
 - ④ 提出書類

- a. 参加申込書（様式 1 号）
 - b. 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式 2 号）
 - c. 法人登記簿謄本（提出日から起算して 3 ヶ月以内に発行された正本）
 - d. 団体概要（様式 3 号）
 - ※ 直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可
 - ※ 共同企業体の構成団体は（様式 6 号）を使用すること
 - e. 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近 1 年分、写しでも可）
 - ※ 滞納がないことを証明する納税証明書によること
 - ※ 当該区市町村において、上記様式がない場合は各区市町村民税の納付を証する証明書様式にて提出すること
 - f. 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式 4 号）
 - g. 共同企業体結成届出書（様式 5 号）（共同企業体による参加申込の場合のみ）
- ※ 共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について上記の c～f を提出すること。
- ※ 神戸市の入札参加資格がある場合及び直近 3 ヶ月以内に神戸市経済観光局新産業創造課に別件契約又はプロポーザルのために提出しており、かつ内容に変更がない場合は、c 及び e の提出は不要。
- ⑤ 提出部数 各 1 部

（2）質問の受付

- ① 受付期間 令和 6 年 3 月 8 日から令和 6 年 3 月 29 日 17 : 00 まで
- ② 提出方法 質問票(様式 7 号)に質問を記入し、本要領 10 に記載の担当部署宛に電子メールで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。電子メールのタイトルは必ず「企業間コミュニティ運営事業に関する質問」とすること
- ③ 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。
- ④ その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

7. 企画提案書・見積書の提出

- (1) 受付期間 令和 6 年 3 月 8 日から令和 6 年 4 月 22 日 17 : 00 まで
- (2) 提出場所 本要領 10 に定める担当部署
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 企画提案書の提出【1 部及び電子データ(PDF)】
 - a. 様式自由・A 4 サイズ
 - b. 表紙及び目次をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと
 - c. 必須記載項目（①～⑥の順に記載すること）
 - ① プログラム内容（提供コンテンツ内容、交流を深めるための工夫等）
 - ② 参加者の確保策（参加候補者とのコミュニケーション方法）

- ③ 事業実績の進行管理方法
- ④ 実施スケジュール、会場案
- ⑤ 業務実施体制
- ⑥ ディレクターのプロフィール及び業務経歴

なお、必須記載項目以外に追加して独自の提案を行うことは可とする。

(5) 見積書及びその明細書の提出【1部】

- a. 様式：任意
- b. 用紙サイズ：A4サイズ
- c. 記載項目：
 - ア) 見積年月日
 - イ) 見積書の有効期限
 - ウ) 事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び連絡先）
 - エ) 見積金額

8. 選定方法及び結果の通知

(1) 選定方法

- ・ 「企業間コミュニティ運営事業」企画・運營業務の受託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）にて、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション内容に対する審査を行い、評価基準にもとづく採点の結果、最も高い得点を有する事業者を契約の相手方候補とする。ただし、提出された企画提案書等について評価基準に基づき評価を行い、その結果、6割以上の得点を得られなかった場合は契約の相手方候補として選定しない。
- ・ 応募者多数の場合には、事業者選定委員会に先んじて書類審査を実施し、その結果により事業者選定委員会に招集しない場合があることに留意すること。
- ・ 参加申込企業が1者の際は、プレゼンテーションは実施せず、企画提案書等を基に審査を行う。

(2) 事業者選定委員会（プレゼンテーション審査）

- ① 日付 令和6年4月25日（予定） ※詳細は参加申請者に別途通知
- ② 場所 三宮ビル東館内
- ③ 内容 企画提案書によるプレゼンテーション（20分程度、質疑応答は別途）
 - ・ 説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。
 - ・ 説明の際は、事前に提出のあった企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

(3) 選定基準

① 算出方法について

見積額に基づく価格点と事業者選定委員会で審査される内容点をそれぞれ算出する。

評価点（100点満点） 内容点（90点）＋価格点（10点）

② 内容点

内容点は、90点満点とし、「1 目標達成に向けた工夫」「2 実施体制」の項目においてそれぞれの採点基準に基づき審査を行う（P.6「評価項目」参照）。提案内容の優劣に応じて、段階的に点数を付与し、各委員の内容点の平均値を応募者の得点とする。

③ 価格点

価格点は、10点満点とし、以下の式により事務局が算出する（小数点以下四捨五入）。

価格点（10点満点）＝10×（最低見積価格÷見積価格）

- ④ 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち「1 目標達成に向けた工夫」の点数が高い事業者を契約の相手方の候補者とする。

（4） 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対し企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと
- ⑥ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- ⑦ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

（5） 選定結果の通知・公表

- ① 選定結果は、決定後速やかに全ての応募者に通知し、各応募者の社名・順位・点数を本市ホームページで公表する。
- ② 選定結果通知には、受託候補者に選定されなかった理由についても記載する。理由の説明については 原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

9. その他

- （1）本プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- （2）提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- （3）提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- （4）企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。
- （5）参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式8号）」により本要領10の担当部署に届け出ること。

10. 担当部署・連絡先

神戸市 経済観光局 新産業創造課 都市型創造産業担当

【所在地】神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館8階

【電話番号】078-984-0324

【Eメール】sozosangyo@office.city.kobe.lg.jp

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時～正午、午後1時～午後5時とし、持参する旨を事前に電話連絡すること。

※郵送の場合は、送付記録が残る方法により、提出場所に期限までに必着とすること。

評価項目

評価項目	採点基準	配点
1 目標達成に向けた工夫		50
経営者向けコンテンツ案	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業経営者に向け、分かりやすく魅力的か。 ・目標達成に向け、合理的かつ具体的であるか。 ・各回5～10人の経営者を集めることが可能か。 	20
学びの場コンテンツ案	<ul style="list-style-type: none"> ・企業ニーズと合致した内容を提案しているか。 ・各回15社～20社程度を集めることが可能か。 	20
交流を深めるための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・企業同士の交流が深まるような工夫があるか。 ・金融機関や各種支援機関を巻き込む工夫があるか。 	10
2 実施体制		40
事務局体制	管理責任者及び担当者が明確で、業務遂行に十分な人員が確保されているか。進行管理方法は適切か。企業経営やビジネストrendへの理解は十分か。	20
コミュニケーション体制	企業に対して抜けもれなく情報発信できる体制が構築できているか。また、企業側からの連絡や意見がスムーズに伝わる工夫がなされているか。	10
情報収集体制	参加企業間で発生した協業や新事業、受発注について情報収集するための工夫がなされているか。	10
3 価格評価		10
価格点	10点満点×(最低提案価格/事業者の提案価格) ※小数点以下四捨五入	10
		100